㈥　［渡り廊下３］
取りこわし一式
構造　鉄骨造地上２階
延べ面積　約40m²
㈦　［渡り廊下４］
取りこわし一式
構造　鉄骨造平屋
延べ面積　約12m²
㈧　［渡り廊下５］
取りこわし一式
構造　鉄骨造平屋
延べ面積　オ）MRI棟に含む
㈨　［渡り廊下６］
取りこわし一式
構造　鉄骨造地上２階
延べ面積　オ）MRI棟に含む
㈩　［渡り廊下７］
取りこわし一式
構造　鉄筋コンクリート造平屋
延べ面積　オ）MRI棟に含む
イ　工作物
取りこわし一式
門扉、囲障、植込み土留、擁壁、屋外掲示板、館名板、案内標識、設備基礎等
ウ　外構
取りこわし一式
舗装（縁石とも）、砂利敷き、屋外排水設備、埋設設備、埋設タンク、埋設トレンチ等
エ　造園
樹木の伐採・伐根、地被類等
オ　設備
取りこわし一式
電気設備、機械設備、昇降機設備等

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和10年３月24日まで

⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成16年４月１日達第37号令和４年３月31日達第５号改正）」に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同一の資格（工事経験を除く）を有する技術者を配置すること。

２　申請の時期
令和７年12月15日（月）から令和８年１月13日（火）までの午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。））。

３　申請の方法
⑴　競争参加資格審査申請書（特定建設工事）（以下「申請書」という。）の入手方法
当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和７年12月15日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式である。
⑵　申請書の提出方法
申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合は必着とする。
提出場所　〒211―0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町１番１号事務管理棟　独立行政法人労働者健康安全機構　経理部契約課契約班
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（４⑴から４⑷の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　４⑸から４⑺の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）。
③　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の際に提出した経営事項審査結果通知書の写し。
⑶　申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　特定JVとしての資格及びその審査
⑴　特定JVの構成は、次の⑵から⑽の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
⑵　全ての構成員について、厚生労働省から令和７・８年度有資格者名簿［建設工事］のうち北海道地域における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
⑶　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること。）。
①　特定JVの代表者又は単体有資格業者の場合　1,200点
②　特定JVの代表者以外の構成員の場合　1,050点
⑷　全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成22年４月１日以降に、特定JVの代表者は、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐又は㋑いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。
特定JVの代表者以外の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋒又は㋓いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。㋐から㋓いずれの場合も、建物用途は問わない
㋐　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の解体工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、主要構造部をすべて除却する部分の床面積が、5,000m²以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：主要構造部をすべて除却し基礎の解体を含む建築物の解体工事
㋑　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、延べ面積が、5,000m²以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：建築一式（躯体、内装、外装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事
㋒　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の解体工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、主要構造部をすべて除却する部分の床面積が、2,500m²以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：主要構造部をすべて除却し、基礎の解体を含む建築物の解体工事
㋓　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、延べ面積が、2,500m²以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：建築一式（躯体、内装、外装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事
ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種建設工事共同企業体の場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　全ての構成員について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建築工事業の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
⑺　各構成員は、建設業法の建設業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑻　出資比率要件
特定JVのすべての構成員は、２者の場合は出資比率30％以上であるものとし、３者の場合は出資比率20％以上であるものとする。
⑼　特定JVの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑽　特定JVの協定書は、「契約における共同企業体の取扱いに関する達」（平成25年３月22日達第４号　改正：令和６年８月28日達第16号）の様式第１号「○○社及び▲▲社共同事業体結成に関する協定書」によるものとする。